

2025年12月25日 一部改正  
2025年7月30日 技術委員会 審議  
2025年12月19日 国土交通大臣 認可

## SPS コードの適用

### 改正対象

鋼船規則 O 編  
鋼船規則検査要領 O 編

### 改正理由

IMO では、船上で特殊な作業に従事する人員 (Special Personnel: SP) が 12 人より多く乗船する船舶 (Special purpose ship: SPS) に対して適用できる非強制の特殊目的船コード (SPS コード) を規定している。

当該コードは、SP が船舶の安全に関する知識を有していること等を考慮して、通常の貨物船に対する要件より厳しく、旅客船に対する要件よりは厳しくない要件を適用して SOLAS 条約と同等の安全性を求めるものである。

今般、SPS に該当する船舶に対して、安全な航行のために、鋼船規則 O 編に具体的に規定された要件に加えて SPS コード等の要件が適用できるよう、関連規定を改める。

### 改正内容

SP の合計人員が 12 人を超える船舶 (最大搭載人員の多い船舶) については、鋼船規則 O 編に具体的に規定された要件に加えて、特別な考慮 (SPS コードの準用等) を払わなければならない旨規定する。

### 施行及び適用

2026年1月1日から施行

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク (\*) は、その規則に対応する要領があることを示しております。

ID:DX25-05

「SPS コードの適用」 新旧対照表

新	旧	備考
<p><b>鋼船規則 O 編 作業船</b></p> <p><b>1 章 通則</b></p> <p><b>1.1 適用及び同等効力</b></p> <p><b>1.1.1 適用*</b> (-1.から-4.は省略)</p> <p>-5. 旅客船以外であって、国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の、少なくとも 1 人の洋上施設上で作業を行う人員 (IP) が乗船する最大搭載人員の多い船舶(ただし、非自航船を除く)にあっては、本章の規定に加え、附属書 1.1.1-5. 「洋上施設上で作業を行う人員を運送する船舶」にもよらなければならない。</p> <p>-6. 旅客船以外であって、少なくとも 1 人の IP が乗船する最大搭載人員の多い船舶であっても、国際航海に従事しない船舶又は総トン数が 500 トン未満の船舶は、附属書 1.1.1-5. 「洋上施設上で作業を行う人員を運送する船舶」によらなくても差し支えない。ただし、当該船舶は本章の規定に加え、特別な考慮を払わなければならない。</p> <p><u>-7. 前-5.及び-6.以外の船舶であって、最大搭載人員の多い船舶は本編の規定に加え、特別な考慮を払わなければならない。なお、旅客及び船上で特殊な作業に従事する人員 (SP) は、最大搭載人員に含めなければならない。</u></p>	<p><b>鋼船規則 O 編 作業船</b></p> <p><b>1 章 通則</b></p> <p><b>1.1 適用及び同等効力</b></p> <p><b>1.1.1 適用*</b> (-1.から-4.は省略)</p> <p>-5. 旅客船以外であって、国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の、少なくとも 1 人の洋上施設上で作業を行う人員 (IP) が乗船する最大搭載人員の多い船舶(ただし、非自航船を除く)にあっては、本章の規定に加え、附属書 1.1.1-5. 「洋上施設上で作業を行う人員を運送する船舶」にもよらなければならぬ。</p> <p>-6. 旅客船以外であって、少なくとも 1 人の IP が乗船する最大搭載人員の多い船舶であっても、国際航海に従事しない船舶又は総トン数が 500 トン未満の船舶は、附属書 1.1.1-5. 「洋上施設上で作業を行う人員を運送する船舶」によらなくても差し支えない。ただし、当該船舶は本章の規定に加え、特別な考慮を払わなければならない。</p> <p>(新規)</p>	

「SPS コードの適用」 新旧対照表

新	旧	備考
<p><b>鋼船規則検査要領 O 編 作業船</b></p> <p><b>O1 通則</b></p> <p><b>O1.1 適用及び同等効力</b></p> <p><b>O1.1.1 適用</b> (-1.から-3.は省略)</p> <p><u>-4. 規則 O 編 1.1.1-7.にいう「特別な考慮」とは、本会が適当と認める対策（例えば、SPS コードの準用又は最大搭載人員が多いことにより生じるリスクの分析及びその対応）を講じることをいう。</u></p>	<p><b>鋼船規則検査要領 O 編 作業船</b></p> <p><b>O1 通則</b></p> <p><b>O1.1 適用及び同等効力</b></p> <p><b>O1.1.1 適用</b> (-1.から-3.は省略) (新規)</p>	<p>IP が乗船しない最大搭載人員の多い船舶については、特別な考慮（SPS コード等）を適用するように追記する。</p>
<p>附 則</p> <p>1. この改正は、2026 年 1 月 1 日から施行する。</p>		